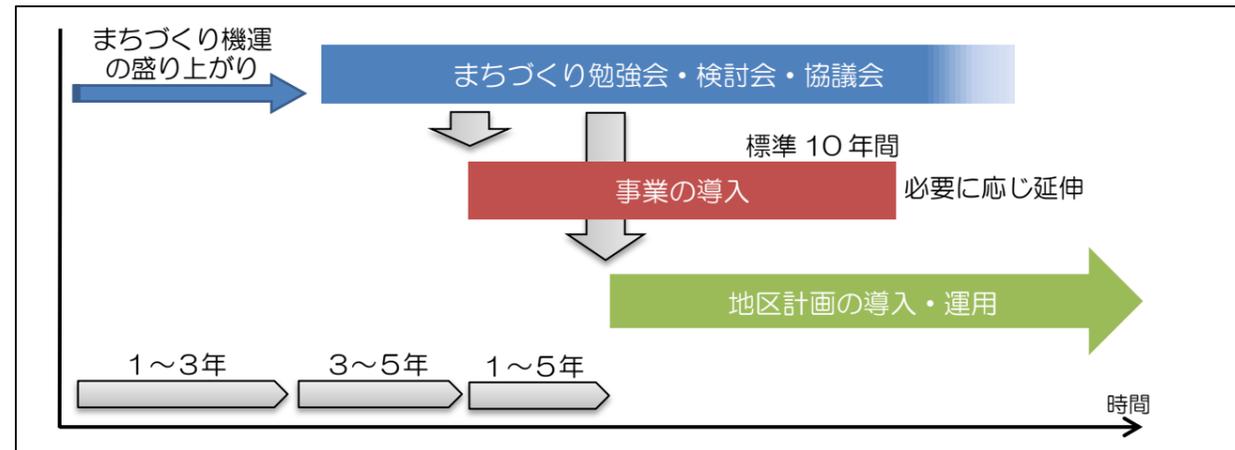


まちづくりの進め方について

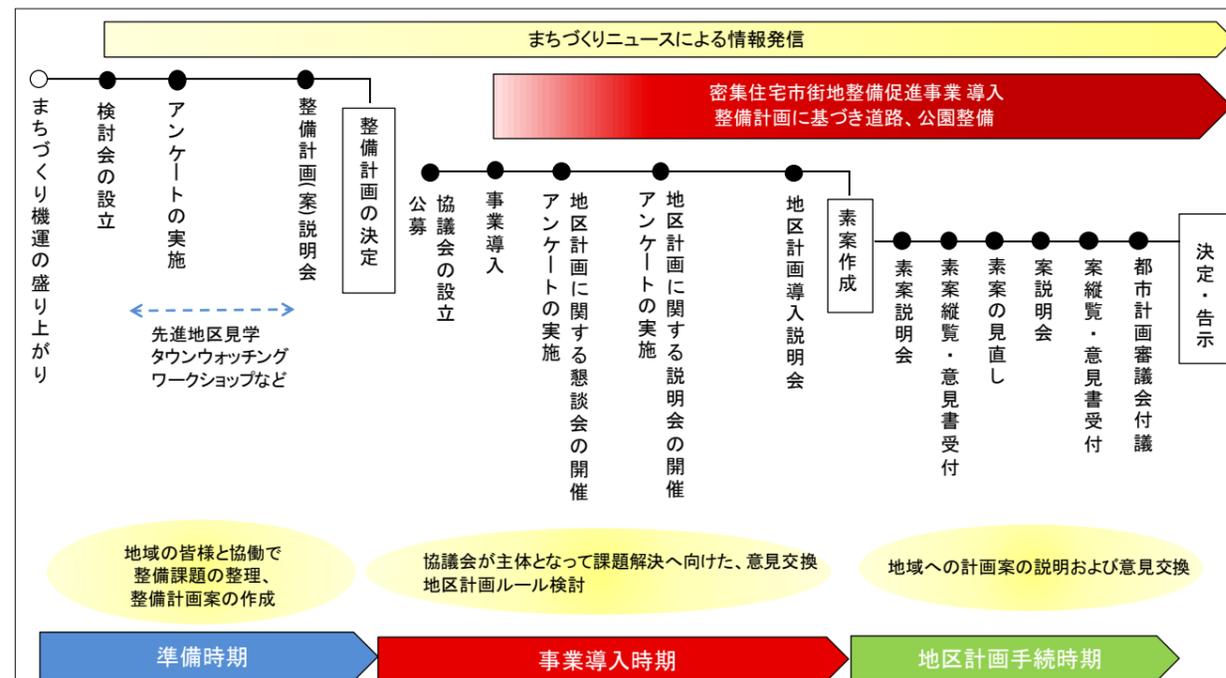
～地区計画策定における区民意見の反映のしかた～

1 品川区における防災まちづくりの進め方

(1) 防災まちづくりの取り組みの流れ



(2) 地区計画策定までの流れ



※品川区の防災まちづくりにおける標準的な進め方

2 区民意見の反映と情報共有の機会

(1) 準備時期における機会

・町会等へのヒアリング

地域における防災まちづくりに向けた機運の盛り上がりを受け、町会、自治会に対し防災まちづくりの意向などについてヒアリングを行う。

・地区内アンケート

地域住民に対し、地域の抱える課題、課題解決のための方策、まちづくりに対する意向や必要性などについて調査を行う。

・まちづくりニュースの発行

地域の防災まちづくりの取り組み状況等の情報発信を行う。

・公募

地域の防災まちづくりについて、意見交換を行うための協議会等の設立に向けた協議会委員をまちづくりニュース等により募集を行う。

(2) 事業導入時期における機会

・まちづくり協議会の設立 (地区により別名称の場合あり)

町会の方々や公募により募った区民から組織されるまちづくり協議会を設立し、協議会の中で地区の課題や解決手法、必要な事業導入の検討、まちづくりルールの検討を実施する。

※まちづくり協議会のメンバー数(令和元年10月1日時点)

地区	委員数	実施回数	設立期間
戸越・豊町地区	44名	30回	H17～27
豊町4・5・6丁目地区	22名	46回	H17～
二葉3・4、西大井6丁目地区	36名	39回	H16～
西品川2・3丁目地区	38名	4回	H30～
東中延1・2丁目、中延2・3丁目地区	40名	37回	H15～
旗の台4、中延5丁目地区	15名	39回	H14～
旗の台4丁目地区計画検討会	96名	24回	H22～
大井・西大井地区	16名	7回	H29～
戸越6丁目地区勉強会	7名	1回	R1～

・事業導入

まちづくり協議会で挙げられた地域課題を解決するための手法を整備計画として取りまとめ、その計画に合った事業を導入する。

※事業導入の例

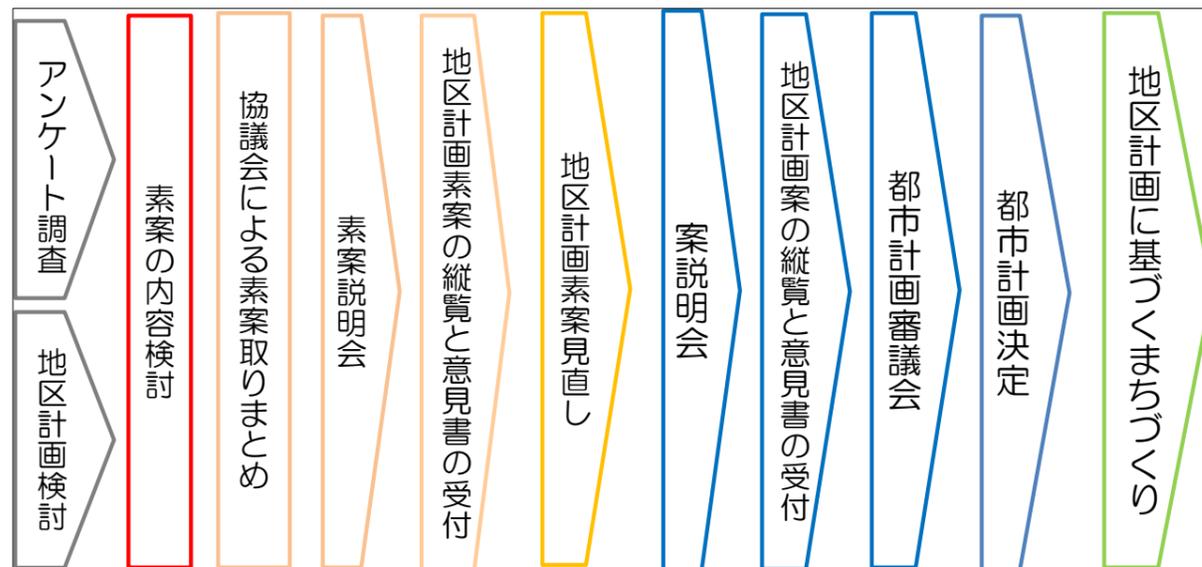
- ・密集住宅市街地整備促進事業、防災生活圈促進事業による防災生活道路等の拡幅整備、防災広場の整備
- ・防災街区整備事業による共同化

・まちづくりルールの検討

地域の皆さんが目指すまちの将来像を実現するため、新たに建設される建物に対するルールについてまちづくり協議会で議論する。

広く意見を募るため地区内を対象としたアンケートも併せて実施する。

(3) 地区計画決定手続時期における機会



・地区計画素案

素案説明会（都市計画法第 16 条）

素案の縦覧と意見書の受付（品川区地区計画等の案の作成手続に関する条例第 2 条）

・地区計画案

案の説明会（都市計画法第 17 条 1.2）

案の縦覧と意見書の受付（都市計画法第 17 条 1.2）

・都市計画決定・告示

都市計画審議会付議（都市計画法第 19 条 1）

3 地区計画位置図



	一般型地区計画		防災街区整備地区計画
	誘導容積型地区計画		沿道地区計画
	街並み誘導型地区計画		